

働き方改革セミナー

実務対応をどうするか！

有給休暇の義務化
に対応するための
実務例？

長時間労働を
減らせない
ものか？

同一労働同一賃金
の対応は...

いろいろな
助成金もあるんだ！

石川の企業の未来を変える！

2019年5月28日(火) 13時30分～14時45分

場 所 珠洲商工会議所 1階 第1研修室
珠洲市飯田町 1-1-9

講 師 専門家アドバイザー 西野 健吾 氏

○講演内容 働き方改革関連法への対応の仕方

平成31年4月1日から順次施行！

- ☆年次有給休暇の取得義務化の実務対応
- ☆時間外労働の上限規制への対応（36協定の締結）
- ☆同一労働同一賃金の考え方
- ☆各種助成金のご紹介

○定 員 20名程度(メ切:5月21日(火))
会社規模にかかわらずどなたでも参加いただけます

○受講料 無料

主催 珠洲商工会議所・(一社)石川県経営者協会

連絡先:石川働き方改革推進支援センター フリーダイヤル:0120-319-339

※申し込みは裏面に必要事項を記載の上、FAX、メール送信等にてお願いします

貴社名

担当者名

〒

所在地

連絡先 (TEL)

(FAX)

やむを得ず申し込みをキャンセルする場合は、必ず事前連絡をお願いします。

働き方改革セミナー受講申込書

申込書に所定事項をご記入の上 F A X または電子メール等にてお申し込みください。
メール申し込みの場合は件名に【 5 月 2 8 日 セミナー受講希望 】と明記し、上段の
社名、担当者名等と以下の内容をお知らせください。

受講日 5 月 2 8 日 (火)

会場名 珠洲商工会議所

受講者氏名

部署・役職

T E L

受講者氏名

部署・役職

T E L

相談申込書

※相談希望がございましたら、下記①～⑤に○を記載の上、ご相談内容を記載願います。

セミナー終了後相談会を開催します。

① 有給休暇の取得 ②時間外関係 ③36 協定や就業規則 ④労働関係助成金 ⑤その他

会社への訪問希望申込書

※セミナー受講の有無に関らず、希望された企業に労務アドバイザーが訪問し、無料で相談に応じます。下記番号に○と内容を記載し、FAX 等にて送付してください。後日ご連絡いたします。

①有給休暇の取得 ②時間外関係 ③36 協定や就業規則 ④労働関係助成金 ⑤人手不足対応
⑥同一労働同一賃金について ⑦その他

【個人情報の取り扱いについて】

受講申込書に関する個人情報は、ご本人の同意なく、本セミナー以外での使用や第三者への提供または開示をいたしません。

石川働き方改革推進支援センター

FAX:076-231-0228

mail : roudou@ishikawakeikyo.or.jp